

地域保健医療の進展

北川 定謙

21世紀を目前にして、社会のあらゆる分野で再構築の波が大きく動いている。

我々が直接に関係している公衆衛生の分野においても、その動きは目覚ましいものがある。その一番最近のものは、従来の「保健所法」を全面的に改正した「地域保健法」の制定である。この新しい法律は平成6年6月22日成立をみた。その第1条に『この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより（以下略）』と明記され、昭和22年保健所法が制定されて以来47年の年月を経て発展してきた地域保健システムを成文の上に明確にすることができたという意味で、その意義は極めて大きいものがある。

我が国の保健医療供給システムの発展の過程で、昭和20年代には、他の機能が未発達の状態の中で、保健所は当時の国民保健の最重要の課題であった。結核をはじめとする感染症対策、母子保健対策ならびに環境衛生の確保のために文字どおり直接の事業体として機能してきた。しかし、その後の社会における専門機関が復興発達する過程の中で業務を直接担当する割合は相対的に少なくなって行くかに見られ、これが、保健所たそがれ論として受けとめられる時期があった。

しかし、社会の様相は次第に変化し、従来自由を基本として発展してきた、我が国の医療供給においても調整の必要性が言われる時代に入ってきた。それには2つの要因が考えられる。即ち、その第1は医療供給の量的充実であり、その第2は機能の専門分化である。

昭和22年保健所法制定の当初、公衆衛生の専門機関として、その守備範囲を人口10万人の地域として、日本全国に均質なネットワークを組むべく保健所が配置された。そして、次第に、単なるサービスの拠点としての機能を果すだけでなく、地域保健のコーディネーターとしての機能が期待されるようになってきたのである。昭和60年の医療法改正による「医療計画」の法制化によって、医療圏の概念が導入されることによって、地域保健医療の地域化（Regionalisation）の考え方が一段と明確になってきた。

一方、昭和53年度スタートした国民の総合的な健康づくり対策により、市町村保健婦の強化と市町村保健センターの設置が推進されることとなり、市町村の保健サービス機能のレベルアップが図られるところとなった。このように地域保健体制の充実する中で、「医療計画」の中の任意的記載事項（昭和61年厚生省健康政策局長通知による）である「地域保健医療計画」の作成についての健康政策局計画課長通知（平成2年11月30日付）の中で、都道府県が作成する各2次医療圏ごとの地域保健医療計画の試案を地域保健医療協議会が作成するための事務局として各圏域内の特定の保健所が機能することが求められるところとなった。

このような基本的な考え方の中で、新しい地域保健法において、保健所は地域における公衆衛生事業の企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとされたのである。

今後は、地域保健のベースとなる市町村機能の強化を図りながら、より広域的・専門的機能につながる構造づくりを目指して、保健所は実務機関としてだけでなく、前述の企画・調整の役割りを果すことが強く求められる。